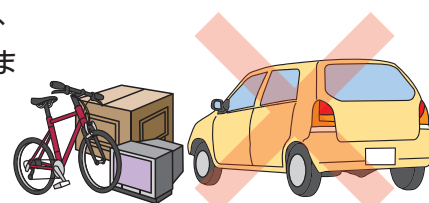


不法投棄・迷惑駐車等の禁止

市営住宅内のごみの不法投棄、自転車・バイク等の放置または違法駐車は、迷惑になるばかりか、緊急自動車の通行の妨げにもなります。絶対にやめましょう。

お互いに「しない・させない」という意識で、住環境を守りましょう。



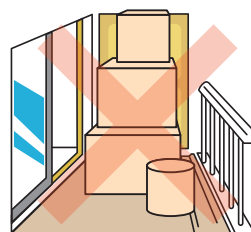
騒音トラブルは大丈夫ですか!?

大きな音は上下階や両隣に響きます。普段の生活で自然におこる“生活音”を避けることは難しいですが、床を鳴らすような激しい動きは出来るだけ避けるようにし、特に深夜や早朝などは大きな音を出さないよう、お互いに気をつけましょう。



ベランダは整理整頓しましょう!

緊急時、ベランダは入居者みなさま（特に両隣）の避難経路になります。逃げ道をふさぐような物を置かないようにし、整理整頓を心掛けましょう。



【川西市営住宅管理センター ご案内図】



平日 9:00~19:00のお問い合わせ

川西市営住宅管理センター

兵庫県川西市中央町3番2号 川西北ビル5階

TEL.072-740-1090

川西市役所住宅政策課 ☎ 072-740-1205

川西市営住宅管理センター

指定管理者



東急コミュニティー

市営住宅だより

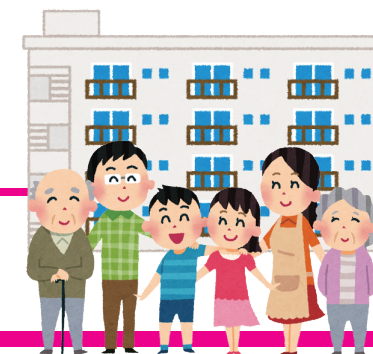
No.6

令和6年(2024年)
7月号

発行

川西市中央町3番2号 川西北ビル5階
川西市営住宅管理センター

TEL.072-740-1090

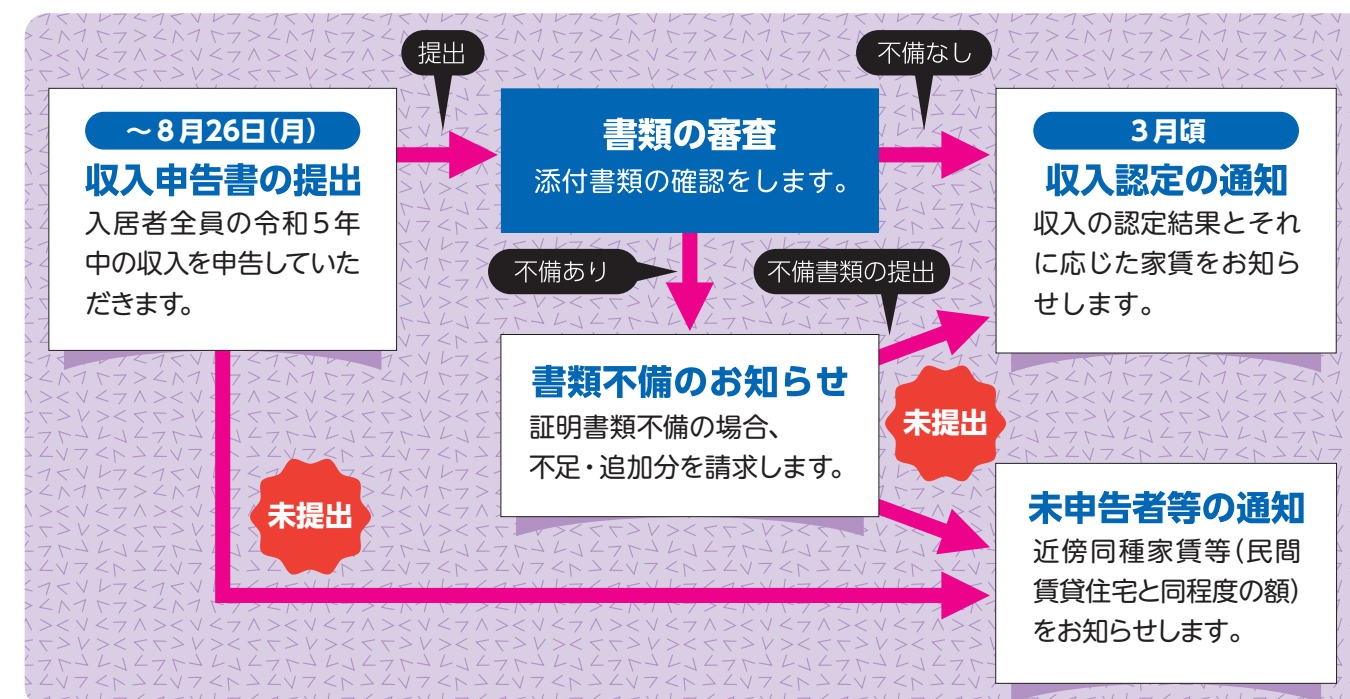


収入申告書の 提出期限は8月26日(月)です

収入申告が必要となる方々には、7月25日発送の納付書と共に「収入申告書」をお送り致します。この収入申告書は、来年度(令和7年度)の住宅使用料(家賃)を算定するためのものです。令和6年4月1日時点で18歳以上の方は全員申告が必要です。また、18歳未満でもアルバイト等の収入がある方も必ず申告が必要です。

提出までの準備

1. 届いた収入申告書を見て、居住者情報に間違いが無いかを必ず確認。
(居住者に変更があれば、管理センターへ家族異動届等の申請が必要です)
2. 収入のわかる書類等を準備。
3. 収入申告書に名前、電話番号、職業欄、収入金額等の必要事項を記入。
4. 市営住宅管理センターに「収入申告書」と「必要書類等」を期限までに提出。



※記入方法・添付書類など詳しくは納付書に同封する書類をご覧ください。

《収入申告書の提出期限は必ず守りましょう。》

令和6年度

熱中症予防行動

熱中症予防 × コロナ感染防止で 「新しい生活様式」を健康に！

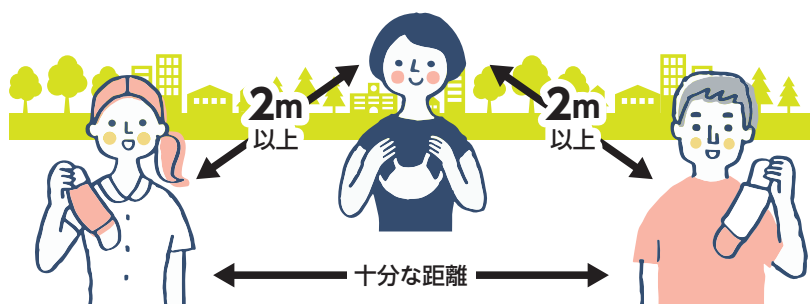
「新しい生活様式」とは：新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である ①身体的距離の確保
②マスク着用 ③手洗いの実施や「3密（密集、密接、密閉）」を避ける、等を取り入れた日常生活のこと。

注意 マスク着用により、熱中症のリスクが高まります

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気づかないうちに脱水になるなど、体温調節がしづらくなってしまいます。暑さを避け、水分を摂るなどの「熱中症予防」と、マスク、換気などの「新しい生活様式」を両立させましょう。

熱中症を防ぐために マスクをはずしましょう

ウイルス
感染対策は
忘れずに！



屋外で
人と2m以上
(十分な距離)
離れている時

マスク着用時は



激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう



気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう

暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ



のどが渇いていなくても こまめに水分補給をしましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

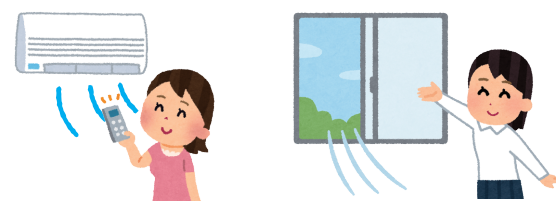


エアコン使用中も こまめに換気をしましょう

(エアコンを止める必要はありません)

注意 一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気を行っていません

- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定



暑さに備えた体づくりと 日頃から体調管理をしましょう

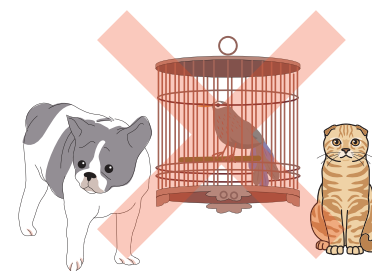
- ・暑さに備え、暑くなり始めの時期から、無理のない範囲で適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度）
- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅で静養



ペットの飼育禁止について

犬、猫、鳥等の飼育や、ハト等への餌付は禁止されています。飼育や餌付を行い、他の入居者に迷惑や危害を与えた場合には、住宅の明渡しや、退去を求める等、入居者の不利益になることがあります。

また、住宅等を著しく損傷、汚損させた場合は、その損害について、賠償を求める場合があります。



駐車場利用の禁止行為

- ・使用許可を受けていない駐車区画や敷地内、周辺道路に車を駐車する。
- ・第三者に駐車場を貸す。(又貸し)
- ・物置など、許可された車以外の物を駐車場に置く。 など

このような禁止行為は行わないで下さい。
みんなで正しく使用、利用しましょう。

みんなで守ろう
駐車場ルール

